

主 管： 車 両 審 査 実 験 部

材 料 開 発 第 一 課

残留磁気の許容限度

Allowance For Residual Magnetism

制 定： 1983 年 1 月 5 日

1. 制定の目的

この規格は、残留磁気の許容限度及び図示方法の基準を設定することにより、設計・製造・検査等における業務の遂行を円滑にすることを目的とする。

2. 適用範囲

この規格は、当社の製品のうち、特に残留磁気の管理を必要とする部品であって図面に指示する場合について適用する。

備考 この規格の中で{ }を付けて示した単位及び数値は国際単位系(SI)によるものであって、参考として併記したものである。

3. 適用部品の選定

適用部品は、残留磁気による不具合発生の実態、品質への影響、脱磁のためのコストなど総合的な検討を行い、担当設計部、担当技術部及び工場部門の協議によって選定するものとする。

4. 残留磁気の表示及び許容限度

4.1 残留磁気の表示

残留磁気の表示は、許容値の前に、G を付記する。(表1 参照)

4.2 残留磁気の許容限度

残留磁気の許容限度は原則として、表1による。特に必要がある場合は、関係者と協議の上、表1以外の許容限度を使用することができる。

表 1 残留磁気の許容限度

表示	許容限度
G10	10 ガウス {1 ミリテスラ} 以下
(表示なし)	30 ガウス {3 ミリテスラ} 以下 (参考) ⁽¹⁾

注⁽¹⁾ 図面指示しない部品の残留磁気の目安として参考を示した。

備考 磁気探傷検査、電気抵抗溶接、マグネットチャック、マグネット吊具などを使用する工程では、帯磁の可能性が強いので脱磁の必要がある。

5. 許容限度の規制単位

許容限度の規制は、原則として部品単位で行う。ただし、管理面及びコスト的にみて、部位別に指定した方が優位な場合は、特に部位を指定して規制することができる。

6. 許容限度の図示方法

図面への図示方法は付表による。

7. 疑義・改正の申し立て

(1) この規格の解釈に疑義を生じた場合は、車両審査実験部材料開発第一課に問い合わせる。
材料開発第一課は、要すれば関係部署と協議の上、裁定する。

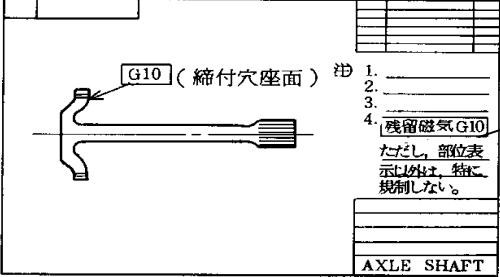
(2) この規格の改正を希望する場合は、車両審査実験部材料開発第一課に、その内容と理由を申し立てる。材料開発第一課は必要に応じ、関係部署と協議の上、改正・実施する。

8. 施行

この規格は、1983年1月5日から施行する。

付表

残留磁気を規制する場合の図面への図示方法

(1)	部品全体を規制する場合には、図面等の注記欄に例1のように、記入する。 例1 <table border="1" data-bbox="316 1041 794 1093"> <tr> <td>残留磁気</td><td>G10</td></tr> </table>	残留磁気	G10
残留磁気	G10		
(2)	部位を規制する場合には、図面等の部位および注記欄に例2のように、記入する。 例2  <table border="1" data-bbox="896 1303 1366 1355"> <tr> <td>残留磁気</td><td>G10</td></tr> </table> ただし、部位表示以外は、特に規制しない。 AXLE SHAFT	残留磁気	G10
残留磁気	G10		